

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 委託者から必要な個人情報の提供を受けた受託者は、業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (罰則の教示等)

第3条 受託者は、業務に従事している者に対し、在職中だけでなく退職後においても業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

2 受託者は、前項の周知の際に、業務に従事している者又は従事していた者が、法第176条の規定による違反行為をしたときは、懲役又は罰金に処されることを教示しなければならない。

### (収集の制限)

第4条 受託者は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (返還、廃棄等)

第5条 受託者は、業務を処理するために委託者から提供され、又は自らが収集した個人情報について、保有する必要がなくなったとき、又は業務が終了し、若しくは解除されたときは、委託者の指定した方法により、確実かつ速やかに返還若しくは引渡し、又は消去若しくは廃棄しなければならない。

2 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際して委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

### (再委託の禁止)

第6条 受託者は、業務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、業務の一部を再委託する第三者（以下「再委託先」という。）の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他委託者が必要とする事項を記載した書面を提出し、委託者が承諾した場合に限り、受託者は、再委託先に委託することができる。この場合において、受託者は、再委託先に対し、受託者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

### (目的外の使用等の禁止)

第7条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を、業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第8条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、業務を処理するために、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第9条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査及び検査)

第10条 委託者は、業務に係る個人情報の取扱いについて、業務の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告)

第11条 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第12条 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(業務の解除)

第13条 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、業務を解除することができる。